

令和5年12月27日

請求人 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 中井 成郷

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により、令和5年11月1日付で提出のありました住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を、別紙のとおり通知します。

決 定 書

第 1 請求人

氏 名

第 2 請求の要旨

請求人が提出した請求は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 要旨

川西市消防本部（以下で「消防本部」という）は、現在救急車 5 台と消防車 16 台、計 21 台を所有（別紙事実証明書－1）している。消防本部は、平成 15 年（2003 年）より自動車登録番号標の登録番号（以下で「ナンバー」と言う）を消防本部の車両識別番号（以下で「通し番号」と言う）と同じにする為、希望ナンバーを取得し始め、現在に至る（別紙事実証明書－1）。この希望ナンバー取得は、合理性並びに法的根拠（緊急自動車の保安基準・道路運送車両の保安基準第 49 条の規定）を全く有しない違法・不当な行為である。

そして消防本部は、本年度令和 5 年 2 月（納車）に救急車 1 台（3,384 万 5,430 円）と同年 9 月（納車）に化学消防車 1 台（8,204 万 2,029 円）を購入した。この新規購入した 2 台（別紙事実証明書－2）に対しても、これまで同様、単なる慣習・惰性・自己満足等々の為、希望ナンバーを購入した。これは本件監査請求（以下で「本件」という）日の 1 年以内の出来事である。

本件は、当市救急車並びに化学消防車を購入した財務会計上行為の内の本年に購入した 2 台の車両代金の内の希望ナンバーを合理性並びに法的根拠もなく購入したが越田市長は、これに気付かず承認し市に対し損害を与えたというものである。本件における市の損害額は、”希望ナンバーと一連ナンバーとの差額分”である。

この希望ナンバー取得による差額分は、”違法または不当な公金の支出”に該当する。

2. 本件が「違法または不当な公金の支出」であることの“証明①～証明⑥”

証明① 「下記 3. の③緊急自動車の保安基準（道路運送車両の保安基準第 49 条）」を精査すると「通し番号とナンバーを同じにすること」は、緊急自動車の保安基準には含まれない。

証明② 消防本部は、下記 4. の②で「視認性が悪い為、ナンバーを通し番号と同じにした」と弁明しているが、ナンバーの数字のサイズは縦約 7.5 c m×幅約 1.3 c mである。明るい昼間であろうと夜間でナンバーライトが点灯していても、10m以上離れたり、斜めから見ると、数メートルの距離でもナンバーは見えない。

証拠③ 消防本部からのもう一つの弁明「市民の方から、車体番号ではなく、ナンバープレートを見て、お問い合わせをいただく場合があります」とあるが、これは、随分以前の話です。119した市民が自分に近づいたので呼んだ救急車と思ったら、別の人の呼んだ救急車だったので、119に問い合わせたというレアなケースである。一般的に、救急車を待つ人は、先ずサイレンで近づいたことに気付き、赤色灯を乗せた白い車体を見て、救急車を確認するのである。昼間・夜間とも10m離れると、ナンバーや通し番号とナンバーは視認不能となる。よって、緊急自動車の保安基準（道路運送車両の保安基準第49条）には、ナンバーに対する規定がされていないのである（市民は緊急自動車のナンバーは、全く見ない）。

証明④ 通報者が緊急で119番したとき、消防本部オペレーターは通報者に対し「ナンバー〇〇の救急車が出動します」とは言わない。つまり、消防本部自体、ナンバーの存在を重要視していない証拠である。（消防本部は全ての通報を録音しているから、「ナンバー〇〇番の救急車が出動します」と主張するなら、監査は消防本部に対し録音の提出を促し、監査結果でこれに対し言及して下さい。）

証明⑤ 救急車並びに消防車は、「上記1.要旨」からも超高額なものである。新規購入時には当然、入札され所謂定価よりかなり安くなるが、希望ナンバーは、陸運局に別途支払うものである。公用車であろうと超高額車であろうと希望ナンバーは、値引き対象（金額）には該当しない。

証明⑥ 平成26年9月総務生活常任委員会（9月4日）議事録（抜粋）より、消防次長が「（救急車の発注）仕様書にナンバープレートの方は指定されている」とさらっと答弁しているが、救急車購入には希望ナンバーを買うのが当然のこととして話している。議案44号は救急車の新規購入が議題である。救急車購入と希望ナンバー購入は全く別の話しである。税金の無駄使いとしては、「少額過ぎるから、気にもしなかった。気が付かなかった。たいした問題ではないと考えているのかも知れないが」それでは済まされない。民間企業では、絶対起こり得ない事案である。

3. 上記証明（本件が違法・不当であると言う結論）を裏付けるための補足

①本件発見の経緯

本年10月初め、私の横を救急車が追い抜いた。その救急車のボディの後ろドアと左右には、車の通し番号の数字「11」がフロント部分には「かわしょう11」とプリントしていた。この11とは車両識別番号（通し番号）であるが、その救急車のプレートナンバーを見ると通し番号と同じ数字の「・・11」であった。

その後行った調査結果から、本市は救急車5台+消防車16台=合計21台の全ての車両に対し希望ナンバーを取得して（買って）いたことが判明した。

②「希望ナンバー」制度とは

自動車のナンバープレートに、自分が希望する番号を付けることができる制度。希望ナンバーは、通常の一連番号のナンバープレートと異なり、注文生産となるため通常のナンバープレートより高い交付料が必要（別紙事実証明書-3）となる。

③緊急自動車の保安基準（道路運送車両の保安基準第 49 条）

緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして警光灯、サイレンを備えなければならない（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 231 条）。

- ・ 赤色のものであること。
- ・ 警光灯は、前方 300 メートルの距離から点灯を確認できるもの。
- ・ 消防自動車の車体の塗色は朱色、救急車・医師派遣用自動車・保存血液運搬車・臓器等運搬車は白、その他は制限なし。
- ・ サイレンの音の大きさは、その自動車の前方 20 メートルの位置において、90 デシベル以上 120 デシベル以下であること

◎小結論（1）

1. 緊急自動車は警光灯、サイレンを備える。
2. 消防車の車体は朱色、救急車は白。
3. サイレンの音は、自動車の前方 20 メートルの位置において 90 dB以上 120 dB以下。
4. ナンバーの視認について一切言及がない。「かわにし 119 新聞 11 月 1 日版第 29 号 P.5 消防指令センターからのお願い！！」にも、出動する緊急車のナンバーに対する市民への注意喚起は、一切なかった。

4. 近隣市町の希望ナンバー取得の現状調査結果

①本市は、救急車・消防車共に通し番号とナンバーを連携する（同じ番号にする）為、希望ナンバーを買っている。近隣市（池田市、宝塚市、西宮市、尼崎市、伊丹市、三田市）の実態を調査した。その結果が下記表である。

*表 1. 近隣 7 市（本市含む）の希望ナンバーの調査結果

| | 車の通し（識別）番号とプレートナンバーを関連付けの有無。 | |
|----------------|------------------------------|----|
| 川西市（救急車・消防車とも） | 有り | |
| 池田市（救急車） | 有り | |
| 池田市（消防車） | | 無し |
| 宝塚市（救急車・消防車とも） | 有り | |
| 西宮市（救急車・消防車とも） | | 無し |
| 尼崎市（救急車・消防車とも） | | 無し |

| | | |
|----------------|--|----|
| 伊丹市（救急車・消防車とも） | | 無し |
| 三田市（救急車・消防車とも） | | 無し |

◎小結論（2）（上記表より）

- 1) 西宮市・尼崎市・伊丹市・三田市は、「救急車・消防車とも」車両識別番号（通し番号）とナンバーの関連付けはしていない。
- 2) 川西市と宝塚市は「救急車・消防車とも」車両識別番号とナンバーを関連付けている（希望ナンバーを買っている）。
- 3) 池田市は、「救急車は関連付けている」が「消防車は関連付けていない」

②通し番号とプレートナンバーを関連付けしている3市の弁明（別紙事実証明書-4）（池田市のみ、救急車関連付け・消防車関連付けていない為両方の理由）

*表2. 通し番号とプレートナンバーを連携している市の弁明

（下記表の弁明は、各市からの回答。文中の①～③の数字は請求人が加筆）

| | 通し番号とナンバープレートを連携（同じに）している「3市からの弁明」 | 「3市からの弁明」に対する請求人の反論 |
|------------------------------------|--|--|
| 川西市令和5年（10月18日メール回答） | ①市民の方から、車体番号ではなく、ナンバープレートを見て、お問い合わせをいただく場合があります。②夜間など、視認性が悪くて車体番号が見えにくいときでも、ナンバープレートには照明が点いています。また、③ナンバープレートと車体番号とを合わせることで、一目で視認しやすく、どの車か分かるようにするために、車体番号とナンバープレートを合わせております。 | ①レアケース。②ナンバーは昼間・夜間でも10m離れると視認困難。③市民は緊急自動車であることを先ずサイレンの音、次に赤色灯を乗せた車体カラー（白・朱色）を見て認識する。③119通報した時、何号車が出動しますとは絶対言わない。 |
| 川西市（平成26年9月総務生活常任委員会（9月4日）議事録より抜粋） | ◎消防次長：①救急車は市内に4台で交錯するような形で走っている。そうしますと、救急現場にこの救急車が行くぞということで待機されている方が、あれ、今、救急車が行ってしまったとかそういうようなこともあって、119番の通報のところにまた催促のような電話が有る。②人が目にす | ①②③に対する反論：同一住所・同一時間に複数の救急車の同時出動はごく稀な例である。これは、先ずサイレンを聞いて気付いたが、自分ではなかったと言う意味である。昼間であれ、夜間であれ真正面からでも10m以上離れると、ナンバーは |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>るのはボディに記載しておる数字ではなくてナンバープレートを一目で見るということもあるんだな。ということで、一定そういうことの複数回の経験もございまして、③ボディにはナンバーも記載はしておりますけれども、やはり人があの車はといったときにはナンバープレートを見るということが多いんだなということの理解も含めまして、費用を若干かけさせていただきましてこのような車の形にさせていただきます。</p> | <p>視認できない（斜めから見た場合は、5mの距離でも見えな）。緊急自動車の保安基準（道路運送車両の保安基準第49条）にナンバーのことが規定されていないことから自明の理である。</p> |
| <p>宝塚市 （令和5年 10月23日メ ール回答）</p> | <p>【管理面】 消防活動上、消防車両には固有の識別番号を付しています。また消防無線の呼び出し名称も同じ番号になります。これらの番号とナンバープレート番号を同じにすると、①定期的に行う車両配置場所の変更手続きや、車両点検・修理の事務手続きにおいて、当該車両とナンバープレート番号の確認作業が円滑になりミスが防止されます。②また修理工場等、相手方にも同様のメリットがあり、適切な車両管理の観点から連携させるようにしています。</p> <p>【運用面】 車両の前後に表示している識別番号は小さく、夜間の災害活動では③視認性が低いため、灯火で明るいナンバープレート番号と連携させるようにしています。</p> | <p>①弁明の理由の「配置場所変更・修理事務手続き」は、ナンバーが違ってミスは起きない。西宮・尼崎・伊丹・三田市に確認すれば判る。</p> <p>②修理工場のミスの件も弁明としては無理筋である。③夜間の視認性を理由にしているが、市民は、先ず、音で近づいたのを知り、赤色灯で来たことを確認し、識別番号やナンバーを見る人はいない。③10メートル以上離れると、ナンバーは、見えな、市民はそもそも何号車が来るのかを知らないし、ナンバーは気にしていない。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| 池田市 (救急車に ついて) (令 和 5 年 10 月 25 日回答) | ① 夜間の視認性を確保し、識別しやすくするため。② 点検修理搬出時、車両の取り違いを無くすため。 | ①夜間でも昼間でも、10m離れるとナンバー視認は困難。市民はナンバーを見ていない。②ナンバーがバラバラでも点検修理では取り違えはない。 |
| 池田市 (消防車に ついて) 10 月 25 日 TEL で確認 | ③消防車は救急自動車と違い、それぞれ特徴が異なり識別しやすいため、車輛番号とナンバーとの関連付けはしてありません。 | ③池田市は、消防車に対して左記の弁だったが、今年度末からの購入分に関して関連付けると明言。→矛盾の極み！ |

◎小結論 (3) (上記表より)

- 1) 私は何度も 119 番のお世話になったが「車のボディの数字が (例えば) 11 で、ナンバープレートも (例えば) 11 の救急車が行きます。」と言うのを聞いたことがない。
- 2) 119 番で緊急車を呼んだ市民は、近づくのをサイレンで知り、その車体カラー ((白) と赤色回転灯を見て安心する。通報者は、ナンバーや通し番号を見ない。
- 3) 池田市は、現時点で、「消防車は救急車と違い、それぞれ特徴が異なり識別しやすいため、車輛番号とナンバーとの関連付けはしてありません。」と解答しているにも拘わらず、今年度末から購入する消防車から順次、ナンバーと関連付けるそうである。他市とは言え、こんな理不尽がまかり通ることが不思議である。

*つまり、希望ナンバー取得は、池田市のことは他山の石ではなく当市も同様に、単なる自己満足・趣味に過ぎないことに気付かず、税金を無駄に使っていると言う認識が全くないのである。

5. 本件違法による市の損害額を確定する。

希望ナンバーの交付料 (取得金額)・神戸運輸管理部総務課の回答 (別紙事実証明書-3)

表 4. 神戸陸運局のナンバープレートの交付手数料

| | 希望ナンバー (1 組) | 一連番号 (一組) |
|--------------|--------------|-----------|
| 普通車 (3 ナンバー) | 4, 150 円 | 1, 450 円 |
| 小型車 (5 ナンバー) | 4, 150 円 | 1, 450 円 |
| 特殊車 (8 ナンバー) | 4, 150 円 | 1, 450 円 |
| 消防車・救急車 | | |

◎小結論（4）

“市の損害額は5,400円（2,700円×2台分）”

救急車並びに消防車において、希望ナンバーを取得する場合（一組）は、4,150円必要。一連番号の登録費と比較すると、差額2,700円（4,150円-1,450円）の税金の無駄使いが判明。本市消防局は、今年2台を購入し、2台とも希望ナンバーを買った。よって、それによる“市の損害額は5,400円（2,700円×2台分）”である。

6. 結論

① “本件違法・不当な公金の支出”による“市の損害額”は、上記5.の◎小結論（4）より、その損害額は「金5,400円」と確定する。

②監査委員に請求人がお願いする内容

1) 越田市長に対して、金5,400円を市に返還することを請求する。

2) 当該違法・不当な行為（市の車両通し番号とナンバーを同じにする為、希望ナンバーを取得すること）は、本市では、平成15年から始められ、現在はすべての救急車と消防車において税金を使い“希望ナンバー”を買ってしまっている。今、数字合わせしてしまった全車のナンバーを変更することは、更に余計な出費となる。監査には、本件監査請求に“理由がある”と判断して頂き、今後新たに救急車並びに消防車を更新（購入）する際は、請求対象者に対し、近隣市の西宮市・尼崎市・伊丹市・三田市を見倣いプレートナンバーは“一連番号”にするように、勧告して下さい。

第3 請求の受理

本請求は、令和5年11月1日付で提出があり、要件審査の結果、地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める要件を具備しているものと認め、同年11月13日付で受理した。

第4 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、請求のあった救急車並びに消防車における希望ナンバーを取得するための支出について、違法又は不当な財務会計行為にあたるかどうかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

消防本部

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

法 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を請求人に付与したところ、令和 5 年 11 月 28 日付で追加証拠の提出及び陳述は行わない旨の書面が提出された。

4 関係書類等の確認

令和 5 年 12 月 13 日に監査対象部局に対し関係書類の提出を求めたところ、12 月 17 日に提出があり、自動車購入に係る予算協議から納車に至るまでの関係書類（契約書・仕様書及び支出負担行為書等）を確認したところ購入手続きについて書類上の不備等はみられなかった。また、令和 4 年 6 月 24 日開催の市議会本会議において高規格救急自動車及び化学消防車の買入れについての議決を経た旨を確認した。

5 関係職員からの聴取等

令和 5 年 12 月 14 日に消防長、消防次長、警防課長、救急課長に出席を求め、当該請求内容に関する聴取を行った。

消防本部の説明の要旨については、下記のとおりである。

(1) 消防本部における緊急自動車（救急車・消防車）に関して

ア 現在消防本部で保有する救急車・消防車のナンバープレートの登録番号と車体識別番号については、次のとおりである。

【救急車両】

| | 所属 | 車種 | 呼称名 | 車体 識別番号 | ナンバープレート登録番号 |
|---|--------|----------|------|------------|--------------|
| 1 | 南消防署 | 救急車 | 川消 9 | 9 | 神戸831 ね 9 |
| 2 | 南消防署 | 救急車 | 川消26 | 26 | 神戸830 ま 26 |
| 3 | 北消防署 | 救急車 | 川消20 | 20 | 神戸830 な 20 |
| 4 | 多田出張所 | 救急車 | 川消19 | 19 | 神戸830 ふ 19 |
| 5 | 清和台出張所 | 救急車 | 川消11 | 11 | 神戸831 ろ 11 |
| 6 | 本部 | 救急車（予備車） | 川消 3 | 3 | 神戸801 に 3 |
| 7 | 本部 | 救急車（予備車） | 川消15 | 15 | 神戸830 は 15 |

【消防車両】

| | 所属 | 車種 | 呼称名 | 車体 識別番号 | ナンバープレート登 録番号 |
|----|--------|-----------|------|------------|------------------|
| 1 | 南消防署 | 消防ポンプ車 | 川消12 | 12 | 神戸830 な 12 |
| 2 | 南消防署 | 水槽付消防ポンプ車 | 川消25 | 25 | 神戸830 つ 25 |
| 3 | 南消防署 | はしご車 | 川消21 | 21 | 神戸831 す 21 |
| 4 | 南消防署 | 救助工作車 | 川消23 | 23 | 神戸831 そ 23 |
| 5 | 南消防署 | 積載車 | 川消14 | 14 | 神戸800 せ 1722 |
| 6 | 南消防署 | 指揮車 | 川消24 | 24 | 神戸830 ほ 24 |
| 7 | 久代出張所 | 消防ポンプ車 | 川消 8 | 8 | 神戸805 ふ 8 |
| 8 | 久代出張所 | 化学車 | 川消 5 | 5 | 神戸803 に 5 |
| 9 | 北消防署 | 消防ポンプ車 | 川消 4 | 4 | 神戸831 の 4 |
| 10 | 北消防署 | 水槽付消防ポンプ車 | 川消10 | 10 | 神戸831 ね 10 |
| 11 | 北消防署 | 積載車 | 川消 7 | 7 | 神戸801 み 7 |
| 12 | 北消防署 | 指揮車 | 川消17 | 17 | 神戸800 せ 1685 |
| 13 | 北消防署 | 消防活動自動二輪 | 赤バイ | 標記なし | 1神戸 7958 |
| 14 | 清和台出張所 | 消防ポンプ車 | 川消 2 | 2 | 神戸801 み 2 |
| 15 | 清和台出張所 | 救助工作車 | 川消28 | 28 | 神戸830 ほ 28 |
| 16 | 多田出張所 | 消防ポンプ車 | 川消27 | 27 | 神戸830 ひ 27 |
| 17 | 多田出張所 | 水槽付消防ポンプ車 | 川消13 | 13 | 神戸831 せ 13 |
| 18 | 本部 | 消防ポンプ車 | 川消22 | 22 | 神戸830 に 22 |
| 19 | 本部 | 人員搬送者 | 川消 1 | 1 | 神戸88 そ 4711 |
| 20 | 本部 | 人員搬送者 | 川消 6 | 6 | 神戸831 ひ 6 |
| 21 | 本部 | 後方支援車 | ウェイク | 標記なし | 神戸880 あ 4254 |
| 22 | 本部 | 後方支援車 | ロッキー | 標記なし | 神戸800 ち 1560 |

イ 道路運送車両の保安基準第 49 条及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の内容に基づいた、緊急自動車（救急車・消防車）が備えるべき保安基準について、道路運送車両の保安基準第 49 条において、緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関して告示で定める基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない、車体の塗色に関し告示で定める基準に適合しなければならないと定められている。

その告示において、警光灯に関しては、前方 300mの距離から点灯を確認でき、赤色のものであり、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合すること。サイレンの音の大きさに関しては、その自動車の前方 20mの位置において 90dB以上 120dB 以下であること。緊急自動車の車体の塗色に関しては、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車（救急車が該当）にあつては白色とするとなっている。

ウ 車体識別番号の必要性について、消防本部では、消防車、救急車の標示（車体識別番号）に関して、川西市消防機械器具管理規程において定めている。また救急車に関しては、救急業務実施基準第 13 条（救急自動車の標示）でも定められており、本市では消防車、救急車の車体に消防本部名と隊名（車体識別番号）を標示している。

車体識別番号に関しては、無線局呼び出し名称と同一にして、災害出動時や業務出動時での車両動態（位置情報の共有）を指令システムで一括管理し、この無線局呼び出し名称により出動指令が行われ、どの車両が出動するのかなどを選別しており、出動後も無線局間で交信する際に無線局呼び出し名称を使用している。

消防機関としては、本市消防本部内のみでなく全国で同じ車種の緊急車両を保有しており、車両及び無線を適切に管理する上で、車体識別番号を設ける必要がある。

エ ナンバープレートと車体識別番号を救急車・消防車とも同じにする必要性とその理由について、道路運送車両の保安基準上には、ナンバープレートの登録番号と車体識別番号を救急車、消防車とも同じにしなければならないという記載はない。

現在消防本部では救急車、消防車ともに車体識別番号と合わせて、ナンバープレートを希望ナンバープレートとし、数字は多くても 2 桁までで取得している。

緊急・一般走行、また昼夜を問わずして、救急車、消防車に関する市民からの問い合わせがあるとき、車体識別番号だけでなく、ナンバープレートの登録番号を見て、連絡をいただくことがあるため同一にしている。

救急車の場合は他市町の救急車が市内を走行することがあり、市民は救急車がどこの市町の救急車かまでは把握されておらず、特に救急車、消防車に対するお礼や苦情、緊急出動時の走行、火災現場、救急現場、病院搬送、停車時などに迅速な識別を行うためにも同一にしている。

また、ナンバープレートの登録番号と車体識別番号を同じにして車両管理することで、点検・修理時や請求書処理時などの際に、円滑な事務処理、ミスの防止など、事務の効率化にも繋がっている。

その他にも、緊急消防援助隊での出動や他市町との合同訓練時、また大火で多くの消防車両や救急車が停車する中、事情聴取をしている自動車や患者さんを収容した自動車をご家族にナンバープレート番号を案内することで、一刻を争う現場において無駄なく迅速な識別を行うためにも同一にしている。

(2) 下記①・②の自動車の購入に関して

① 化学消防ポンプ自動車 82,042,029 円（日本ドライケミカル(株)）

② 高規格救急自動車 33,845,430 円（兵庫トヨタ自動車(株) 特販営業所）

ア 上記①・②の自動車に係る一連の購入手続（入札、契約、議決等）については、次のとおりである。

①【化学消防ポンプ自動車】

| | |
|-----------|--|
| R4. 4. 6 | 入札審査委員会 |
| R4. 5. 13 | 入札、開札、落札者の決定（契約検査課） |
| R4. 5. 16 | 仮契約締結 82,042,029 円（税込）（納入期限）R5. 1. 31 まで |
| R4. 6. 14 | 総務生活常任委員会（議案第 48 号 化学消防自動車の買入れについて） |
| R4. 6. 24 | 議決（議案第 48 号 化学消防自動車の買入れについて） |
| R4. 10 | 業者より納期遅延理由書が提出 |
| R4. 12 | 12月議会（繰越明許）（繰越額：87,145,000 円） |
| R5. 1 | 契約変更（契約履行期間を R5. 1. 31 から R5. 9. 30 までに変更） |
| R5. 9. 29 | 納車（物件検収、請求書処理） |

②【高規格救急自動車】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| R4. 4. 6 | 入札審査委員会 |
| R4. 5. 13 | 入札、開札、落札者の決定（契約検査課） |
| R4. 5. 16 | 仮契約締結 33,845,430 円（税込） |
| R4. 6. 14 | 総務生活常任委員会（議案第 49 号 高規格救急自動車の買入れについて） |
| R4. 6. 24 | 議決（議案第 49 号 高規格救急自動車の買入れについて） |
| R4. 12. 13 | 車両中間検査 |
| R5. 2. 16 | 納車（物件検収、請求書処理） |

イ 上記①・②の自動車のナンバープレートについて、①の金額は、購入業者に確認したところ、申請費用として諸経費に含まれている。

当該ナンバープレートに関しては、仕様書で希望するナンバープレートの登録番号を指定している。ペイント方式、字光方式かについては指定していない。ナンバープレートの大きさに関しては、道路運送車両法に基づいて自動車の種類、車両総重量、最大積載量、乗車定員などで定められており、大板となっている。

②の金額は、契約書に添付している高規格救急自動車の内訳書 33,845,430 円のうち登録諸費用（税込 44,000 円）にナンバープレートに要す費用が含まれていると兵庫トヨタ自動車(株) 特販営業所の担当者に確認している。

当該ナンバープレートに関しては、仕様書上で希望するナンバープレートの登録番号を指定している。ペイント方式、字光方式かについては指定していない。

ナンバープレートの大きさに関しては、道路運送車両法に基づいて自動車の種類、車両総重量、最大積載量、乗車定員などで定められており、中板となっている。

(3) 緊急自動車の出動等に関して

ア 事実証明書-4 において請求人からの問い合わせに対し、「市民から、車体番号ではなく、ナンバープレートを見て、お問い合わせをいただく場合があります。」と回答していると記載されているが、そのような事例について、災害出動車両に関して市

民から運転操作や通行の支障に対するクレームなどを受ける場合に、ナンバープレートの登録番号で問い合わせを受けている。

- (ア)「ナンバー〇〇の消防車が停まっていて、通行できない。何とかして欲しい。」との内容で市民から電話を受けた。
- (イ)「西宮市内の国道で川西市の救急車でナンバープレート〇〇の救急車が急に車線変更した。事故を起こしそうになった。」との内容で市民から電話を受けた。
- (ウ)「緊急走行でないナンバー〇〇の救急車が、速度超過して追い抜いていった。速度違反ではないのか？」との内容で市民から電話を受けた。
- (エ)「救急車がサイレンも鳴らさず、交差点（川西市内）に進入してきた。ナンバーは〇〇〇〇だった。」との内容で市民から電話を受けた。

イ 緊急自動車出動時の案内について、119番通報入電時、指令センター員が出動車両のナンバープレートの登録番号を通報者に伝えることはないが、指令センター員はどこから緊急車両が向かっているのかを伝えることはある。特に現場到着に時間を要す際には、ナンバープレートを同一にしているため、指令センター員や出動中の隊員より携帯電話において、迅速に車体番号を伝えることができている。

ウ 市民が救急車及び消防車の車体番号を識別する必要性について、市民は車体識別番号ではなくナンバープレートを見る傾向にあり、災害発生時や救急車で搬送された本人や家族の方から問い合わせを受けた場合、消防車などの緊急走行や活動に対する苦情が寄せられる場合などに、車体識別番号やナンバープレートの登録番号が同一であるため、容易に該当する隊が判明でき、対応がスムーズに取れている。

6 監査の期間

令和5年11月1日から同年12月27日まで

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

理由については、下記のとおりである。

住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員による公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担の行為、又は公金の賦課・徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下（財務会計行為）という。）が違法・不当であると認める時に、これを証する書面を添えて、住民が監査委員に対して監査を求め、違法・不当な財務会計行

為によって地方公共団体が被った損害の補てんに必要な措置を講じさせるよう請求することができる制度であり、本来、監査委員の監査対象となるのは違法・不当な財務会計行為そのものについてである。

本件請求において、請求人は希望ナンバー取得に係る公金の支出が違法・不当な支出に当たるとして監査を求めているが、その理由については、当該支出行為そのものに違法・不当な点があるとするのではなく、希望ナンバー取得について必要性がないとの理由を述べており、基本的に財務会計行為の原因となる非財務会計行為（以下「原因行為」という。）の違法性・不当性を問題としているものである。

このような住民監査請求については、原因行為が違法・不当であれば財務会計行為も違法・不当になると解して、すべて住民監査請求の対象となるとすると、結果的に住民監査請求によって広く行政一般の可否を問い得ることとなり、住民監査請求の対象を財務会計上の行為に限った法の趣旨、目的を逸脱することになりかねない。

判例においても、「先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。（中略）地方公共団体の長は、先行処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適性確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、先行処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。」（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決）としている。

このような考え方を本件に当てはめた場合、本件自動車購入の違法性・不当性に関して、原因行為（希望ナンバーの取得を含めた一連の自動車購入契約）が違法又は不当であることを理由とする請求については、当該原因行為が、後行の財務会計上の措置をとることが許されないほどに「著しく合理性を欠き予算執行の適性確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」であるかどうかの観点から、その適否を判断する必要がある。

これを踏まえて提出された関係資料（契約書・仕様書及び支出負担行為書等）の確認、前述の事情聴取等を行った結果希望ナンバーの取得について一定の合理性を検討している状況や、購入手続きについて関係書類を確認した限り特段問題のないことが確認できた。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断した。

監査委員の意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、地方公共団体における事務処理に当たっては、法に定めがあるとおりに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。このため、公金の支出については、効果が確認できる執行に努めるとともに、希望ナンバーの取得に限らず、どのような効果が期待できるかを整理するなど、住民の理解が得られるよう十分に配慮し、適切な対応を図られたい。

別記（請求書以外で請求人から提出のあった資料一覧）

- 別紙事実証明書－1 川西市消防本部からの回答
◎救急車 5 台＋消防車 16 台＝合計 21 台所有の証拠
◎平成 15 年（2003 年）から新車登録時に連携していた証拠
- 別紙事実証明書－2 川西市消防本部からの回答
◎当市が過去 1 年以内に 2 台を購入した証拠。
- 別紙事実証明書－3 神戸陸運登録部門からの回答
◎希望ナンバーの価格
- 別紙事実証明書－4 車両通し番号とプレートナンバーを連携付けている 3 市の弁明
（メール回答より）
(1) 川西市の弁明（10 月 18 日付回答）
(2) 宝塚市の弁明（10 月 23 日付回答）
(3) 池田市の弁明（10 月 25 日付回答）

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

川西市監査委員 小 林 宏

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 中 井 成 郷